

## [事案 2020-41] 入院給付金支払請求

・令和2年12月21日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人から誤説明を受けたことを理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

切迫早産で入院したため、平成31年3月に乗合代理店を通じて契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、本契約には異常妊娠・異常分娩を不担保とする特別条件が付されていることを理由に不支払となったが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1)入院直前の令和元年12月中旬に、切迫早産で入院する予定であるため、募集人に対して、入院給付金が支払われるか確認したところ、「必ず支払われます。」と言われた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)契約には、異常妊娠・異常分娩を不担保とする特別条件が付されていることは申立人も理解している。

(2)申立人から問い合わせを受けた募集人は、特別条件が付されていなければ入院給付金が支払われる旨の一般的な説明をしたに過ぎない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人の夫、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、本契約に異常妊娠・異常分娩を不担保とする特別条件が付されているにもかかわらず、切迫早産による入院について入院給付金が支払われると回答をしたと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。